

## 5. むすび

平成 20 年度は広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究が本格化した年とまとめることができる。平成 19 年度途中から始まった本研究は、平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震の発生もあり、平成 19 年度は 5 つの研究チームがそれぞれ体制固めをしていた時期であった。研究開始当初から、この研究が個別研究の単なる「ホチキス」とならないために、定期的に全体ワークショップを開催して首都直下地震によって発生する問題構造の全体像を把握する試みを継続するとともに、今回の研究がターゲットとしている 8 都県市の防災担当実務者を交えた「8 都県市首都直下地震対策研究協議会」を毎月開催し、研究成果の共有する試みを継続してきた。

平成 20 年度に入り、こうした全体の交流の場の価値が多くのご共同研究者や研究協力者に認められるようになり、全体としての問題意識の共有が進展した。その面では、中林チームの絶大なご協力によって全体ワークショップの第 1 日目に実施している東京巡検が、メンバーに首都圏が抱える問題点に関する新鮮な直接経験を与えるだけでなく、メンバー間の交流の場としても大きな貢献を果たしていることを記して、謝意に代えたい。

平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震後に被災地社会でとられたさまざまな対応は本研究の多くの参画者にとってもさまざまな課題を提起し、数多くの調査研究が実施されている。そうした中でもっとも甚大な被害をこうむった柏崎市では、市と研究者が共同で「新潟県中越沖地震関連デジタルデータ利活用協議会」を設立し、GIS 技術を活用した震災関連のデータ共有の新しい試みを始めている。その設立には当研究の研究分担者が深く関与し、新しい研究資源の共有の形を模索する試みとして注目を集めている。

また、20 年度に実現した大きな成果として、本研究の最終成果物として「首都直下地震防災対策特別措置法」の法案策定について合意した点である。これは実際に法案を提出すること主体的に行うことを目指しているわけではない。地震防災の専門家集団として、首都直下地震を想定した広域的危機管理・減災体制の構築には最終的に法的な根拠が必要であるという認識であり、その法律が効果を持ちうるためには、各分野の研究成果を統合的に書き込むこと必要がある。それを通して、有機的な研究の遂行と、効果的な対策の立案の根拠を提供する試みである。